平成２１年（フ）第９７号
高知県土佐清水市窪津379番地
債務者　北代　　求
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９８号
高知県土佐清水市窪津379番地
債務者　北代利世子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８１８号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地７棟401号
債務者　福山　義人
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６０号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目51番地の８アーバン壱番館105号
債務者　長嶋　範彦（旧姓式庄）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６５号
千葉県柏市南逆井１丁目10番10号
債務者　神野　和成
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６６号
千葉県柏市南逆井１丁目10番10号
債務者　神野　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６８号
千葉県松戸市常盤平３丁目28番地の３モリタマンション２棟506号
債務者　小林　厚美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９２号
千葉県野田市柳沢53番地の87ルックハイツ愛宕311号
債務者　佐藤あけみ
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３６３９号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト404号
債務者　白川　澄子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２３号
神戸市兵庫区西出町１―16―５　真砂荘302号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡661番地の１
債務者　小泉　和行
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８５号
神戸市須磨区東白川台４丁目21番地の６
債務者　田上　聖司
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９４号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目６番13号、前住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18―504号
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９９号
神戸市北区甲栄台１丁目８番１―43号
債務者　松木　雅美
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７００号
神戸市長田区東尻池町６丁目２番５号
債務者　木下久美子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０５号
神戸市中央区中山手通３丁目11番10―601号
債務者　ボイド　アントニー（ＢＯＹＤ　ＡＮＴＨＯＮＹ）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３４号
神戸市須磨区青葉町２丁目２番６―102号
債務者　藤元　成子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５６号
神戸市兵庫区東出町２丁目13番１号　ＧＮハイツ301号
債務者　平田忠治こと　黄　　寅煥
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７１号
神戸市中央区磯上通２丁目２番25―806号
債務者　村山　英子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部